

# 八戸市議会BCP（業務継続計画）

令和3年8月策定

## 【目 次】

1	計画策定の目的	1
2	対象とする災害等及び発動基準	2
3	議会の役割	3
4	議員の役割	4
5	議会事務局の役割	5
6	市議会災害等対策会議の組織及び役割	6
7	連絡体制	7
8	議会及び議員の行動基準	9
9	本BCPに基づく対応（フロー図）	12
10	計画の見直し	14
資料 1	八戸市議会災害等対策会議設置要綱	15
資料 2	安否確認等のメール文例	16
資料 3	災害用伝言ダイヤル・災害時特設公衆電話	18
資料 4	被害状況等の情報提供例	20

令和3年8月 策定

令和6年1月 改訂

## 1 計画策定の目的

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映させるなど重要な役割を担っている。

このことは平常時・非常時を問わず、特に非常時においては、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図る必要があることから、計画策定の目的を次のとおりとする。

(1) 「八戸市議会BCP※（業務継続計画）」（以下「本BCP」という。）は、市内で災害等が発生したとき又は発生するおそれがあるときに、執行機関と連携を図り、市民の安全確保や被害の拡大防止、災害復旧に向け、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速かつ適切な災害等の対策活動ができるよう、議会として体制整備を行うものである。

(2) 本BCPでは、災害等の発生から議会機能を概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会・議員・議会事務局の役割等について定めるものである。

※ B C P : Business Continuity Plan（業務継続計画）。災害や事故など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応をまとめたもの。

## 2 対象とする災害等及び発動基準

議会と執行機関は、災害等の対応に当たり協力・連携する関係にあることから、本BCPの内容は市の関連規定と整合を図ることとする。

そのため、本BCPの対象とする災害等は、八戸市地域防災計画に定める想定災害、八戸市健康危機管理対策実施要綱に定める健康被害及び八戸市国民保護計画に定める武力攻撃・緊急処理事態等（以下「災害等」という。）を準用することとし、次のとおりとする。

また、本BCPの発動基準については、災害等の全庁的対策本部として設置される八戸市災害対策本部、八戸市健康危機管理対策本部又は八戸市国民保護対策本部（以下「市本部」という。）の設置基準を準用することとし、その発動は市本部が設置されたときとする。

対象とする災害等		市本部の設置基準及び発動基準
想定災害	地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき</li> <li>●青森県太平洋沿岸に大津波警報が発表されたとき</li> <li>●次の基準に該当し、かつ、市長が必要と認めるとき               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で震度5弱、5強を観測する地震が発生し、大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</li> <li>・青森県太平洋沿岸に津波警報が発表され、大規模災害が発生するおそれがある場合</li> <li>・地震・津波により大規模な被害が発生したとき</li> </ul> </li> </ul>
	風水害等の災害 (台風、高潮、河川の氾濫、集中豪雨等異常降雨、豪雪による災害等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の基準に該当し、かつ、市長が全庁的な対応が必要と認めるとき               <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害等の災害が市内の広域にわたり発生し、又は発生するおそれがあるとき</li> <li>・市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</li> <li>・特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき</li> </ul> </li> </ul>
健康被害	感染症、食中毒、毒物劇物及び飲料水その他の原因により発生する被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市長が、特に緊急な対応が必要な健康危機若しくは甚大かつ広範な健康被害若しくは特異な健康危機事案が発生し、又は発生するおそれがあるときその他必要があると認めるとき</li> </ul>
その他	武力攻撃・緊急処理事態等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●弾道ミサイル攻撃やテロなどが発生し、国から市本部設置の指定を受けたとき</li> <li>●原子力災害その他の相当規模の災害が発生し、市本部が設置された場合において、議長が必要と認めるとき</li> </ul>

### 3 議会の役割

議会は、市民の意思・意見を把握し、政策の提言等を行いながら、執行機関から提案される予算や条例等の議案を審議し、その施策や事業執行の点検を行い、こうした活動を市民に説明する役割が求められていること等を踏まえ、議会の役割を次のとおりとする。

- (1) 本BCPが発動されたとき、議会は市民の安全確保や被害の拡大防止、災害復旧に向けた活動を行うための体制整備を行う。  
また、市本部が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況や被害拡大による市民生活への影響等の情報を整理し、市本部に提供する。  
また、市本部からの情報を議員に提供する。
- (3) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。
- (4) 復旧・復興に向け、必要な議案を速やかに審議する。

## 4 議員の役割

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害等の情報を的確に把握することが前提となるが、災害等の情報は、市本部を通して得ることが効率的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害等の情報などが寄せられることが考えられ、議員が得る情報は、市の保有する災害等の情報を補完する有益な情報となり得ることから、これらを踏まえ、議員の役割を次のとおりとする。

(1) 地域の救援・復旧活動に協力・支援を行う。

また、自身の感染等の予防を優先しつつ、地域の被災状況等の情報や市民の意向の収集と把握に努める。

(2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況や被害拡大による市民生活への影響等の情報を議会事務局に伝達する。

(3) 市本部を通じて把握した災害対応状況等の情報について、市民への提供に努める。

### 議員活動における留意事項

- 全ての行動は、人命第一を基本とする。
- 全ての活動は、被災状況を踏まえた総合的な判断の下に行うことを基本とする。
- 議員は、地域の一員としての役割も担っているが、議員としての立場（非代替性）を考慮すれば、同時に双方の活動が重複した場合は、議員としての活動に専念することが適当であると考えられる。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合は、この限りではない。

## 5 議会事務局の役割

本BCPが発動されたとき、議会事務局は、職員の動員体制及び行動要領等により勤務場所に参集し、本BCPに定める議会及び議員の活動が円滑に行われるよう、必要な事務処理等を担うものとし、議会事務局の役割は次のとおりとする。

<p>想定災害</p> <p>〔地震・津波、風水害等の災害〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市庁本館3階（以下「議会層」という。）来庁者の避難誘導</li> <li>(2) 議員及び事務局職員の安否確認</li> <li>(3) 議場、委員会室などの被災状況の確認</li> <li>(4) 議会層の電話、パソコンなど情報端末機器の稼働の確認</li> <li>(5) 議会層の電気、水道などインフラの確認</li> <li>(6) 市議会災害等対策会議の開催準備・運営補助</li> <li>(7) 市本部との連絡体制の確保</li> <li>(8) 関係情報の収集・整理、議員への発信</li> </ul>
<p>健康被害</p> <p>〔感染症等〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議員（家族を含む）及び事務局職員の健康状態の確認</li> <li>(2) 市議会災害等対策会議の開催準備・運営補助</li> <li>(3) 市本部との連絡体制の確保</li> <li>(4) 関係情報の収集・整理、議員への発信</li> </ul>

その他（武力攻撃・緊急対処事態等）の場合は、想定災害に準じるものとする。

## 6 市議会災害等対策会議の組織及び役割

本BCPが発動されたとき、議会の対応についての調整・協議の場として、議長は、速やかに「市議会災害等対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置するものとする。

対策会議の構成員は、会派代表者会議の構成員である議長、副議長及び会派代表者に、必要に応じてオブザーバーとして無所属議員を加えるものとする。

このことについては、災害時という喫緊の状況下において、機動性及び効率性の観点からも、構成員が異なる複数の会議の開催は避けることが望ましいことから、会派代表者会議を基本とする構成員とし、対策会議の役割は次のとおりとする。（設置要綱は資料1 15頁参照）

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握
- (2) 被災状況等の把握及び市本部への情報提供
- (3) 市本部から入手した災害等の情報の議員への伝達
- (4) 本会議又は議員全員協議会の日程・運営方法の協議
- (5) 災害等に係る特別委員会の設置に関する協議
- (6) 国、県その他の関係機関に対する要望等
- (7) その他議長が必要と認める事項



## 7 連絡体制

### (1) 議員の安否確認等

災害時においても、議会がその機能を維持するためには、議事・議決機関を構成する議員自身の安全確保とその安否確認がスタートとなる。

この初動体制を迅速かつ的確にとることが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の体制の構築に大きく影響するが、発災時には、情報が錯綜することや、夜間に発生した場合など事務局職員の参集状況により連絡が遅延することが考えられるため、通信手段はメールの送受信を基本とすることとし、本BCPが発動されたときの議員の安否確認等は、次のとおりとする。

(メール文例は資料2]16頁参照)

<p>想定災害</p> <p>〔地震・津波、風水害等の災害〕</p>	<p>本BCPが発動されたとき、議会事務局は、全議員のタブレット端末のほか希望するスマートフォン等に「安否の状況」、「現在の居場所」、「連絡先」及び「登庁の可否」を確認するメールを一斉送信する。</p> <p>返信がない場合は、議会事務局から電話又はFAXで確認を行う。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議員は、議会事務局からのメールに返信する。</p> <p>メールが使用できない場合は、電話又はFAXを使用する。</p> <p>通信回線の途絶や規制等により、上記の情報伝達手段が著しく制限された場合は、災害用伝言ダイヤル・災害時特設公衆電話 (資料3]18頁参照) を活用する。</p>
<p>健康被害</p> <p>〔感染症等〕</p>	<p>本BCPが発動されたとき、議会事務局は、全議員のタブレット端末のほか希望するスマートフォン等に対策会議の設置等を連絡するメールを一斉送信する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議員は、議会事務局からのメールを確認する。</p> <p>本人及び家族の健康状態を継続的に把握し、必要に応じて、議会事務局へ連絡する。</p>

その他 (武力攻撃・緊急処理事態等) の場合は、想定災害に準じるものとする。

## (2) 情報伝達

議会として継続性のある適正な審議、判断、決定を行うに当たっては、必要な地域の災害等の情報を迅速で的確に把握することが前提となる。災害等の情報は、市本部に集積されることから、市本部を通して情報を得ることが効率的で現実的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員から、地域の詳細な災害等の情報が寄せられることで、執行機関側の災害等の情報を補完することになる。

これらのことから、災害等の情報を的確に把握し、迅速に災害等の対応に当たるためには、議会と執行機関との綿密な情報共有が必要である。

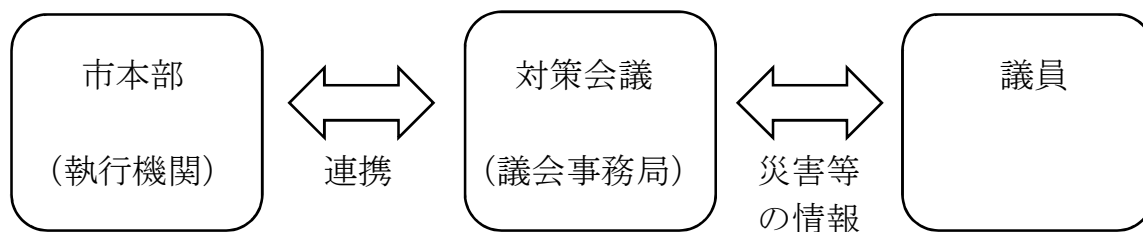
そのために、対策会議と市本部において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要であることから、本BCPが発動されたときの情報伝達は、次のとおりとする。

(メール文例は資料2 16頁参照、被害状況等の情報提供例は資料4 20頁参照)

市本部からの情報提供については、議会事務局から、全議員配付資料としてタブレット端末のほか希望するスマートフォン等により提供する。

メールが使用できない場合は、FAXを補完的に使用する。

発災期において、市本部は被災情報の収集や応急対応業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、市本部ができる限り災害等の対応に専念できるよう、議員からの情報提供については、対策会議（議会事務局）を窓口として行うものとする。ただし、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。



## 8 議会及び議員の行動基準

### 想定災害（地震・津波、風水害等の災害）

想定災害（地震・津波、風水害等の災害）について本BCPが発動されたときの議会及び議員の行動については、時系列の段階が行動に移るための一つの目安とはなるものの、被害の大きさや発災の時間帯等によって進捗程度が異なることが想定される。

このため、特に混乱が起きやすい発災当日から概ね3日までの発災期、応急期（発災から概ね4～10日）と復旧期（発災から概ね11日以降）の3段階に分けて、基本的な対応の流れを整理することとし、次のとおりとする。

#### （1）発災期（発災当日から概ね3日）

##### 【会議開催中の場合】

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"><li>● 会議の休憩又は延会等の検討・実施</li><li>● 対策会議の設置及び開催の検討</li><li>● 市本部との連携・協力</li><li>● 会議の再開等の検討</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自身及び家族の安全確保</li><li>● 対策会議の決定に基づき行動</li><li>● 地域の救援・復旧活動への協力・支援</li><li>● 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 議会層来庁者の避難誘導</li><li>● 議員及び事務局職員の安否確認</li><li>● 議場、委員会室などの被災状況の確認</li><li>● 議会層の情報端末機器・インフラの確認</li><li>● 対策会議の開催準備・運営補助</li><li>● 市本部との連絡体制の確保</li><li>● 関係情報の収集・整理、議員への発信</li></ul>

【会議非開催時の場合】

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策会議の設置及び開催の検討</li> <li>● 市本部との連携・協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自身及び家族の安全確保</li> <li>● 安否の状況等を議会事務局に連絡</li> <li>● 対策会議の決定に基づき行動</li> <li>● 地域の救援・復旧活動への協力・支援</li> <li>● 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達</li> <li>● 視察又は出張時は、速やかに帰市又は帰庁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議会層来庁者の避難誘導（勤務時間外は議会事務局執務室への参集）</li> <li>● 議員及び事務局職員の安否確認</li> <li>● 議場、委員会室などの被災状況の確認</li> <li>● 議会層の情報端末機器・インフラの確認</li> <li>● 対策会議の開催準備・運営補助</li> <li>● 市本部との連絡体制の確保</li> <li>● 関係情報の収集・整理、議員への発信</li> </ul>

(2) 応急期（発災から概ね4～10日）

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策会議の開催</li> <li>● 市本部との連携・協力</li> <li>● 議員から提供された被災状況等の情報を市本部に提供</li> <li>● 今後の日程等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の救援・復旧活動への協力・支援</li> <li>● 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達</li> <li>● 市本部からの災害対応状況等の情報を市民に提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策会議の開催準備・運営補助</li> <li>● 市本部との連携</li> <li>● 関係情報の収集・整理、議員への発信</li> </ul>

(3) 復旧期（発災から概ね11日以降）

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策会議の開催</li> <li>● 市本部との連携・協力</li> <li>● 議員から提供された被災状況等の情報を市本部に提供</li> <li>● 国、県その他の関係機関への要望活動等の検討・実施</li> <li>● 必要な議案の審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の救援・復旧活動への協力・支援</li> <li>● 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達</li> <li>● 市本部からの災害対応状況等の情報を市民に提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策会議の開催準備・運営補助</li> <li>● 市本部との連携</li> <li>● 関係情報の収集・整理、議員への発信</li> </ul>

その他（武力攻撃・緊急対応事態等）の場合は、想定災害に準じるものとする。

## 健康被害（感染症等）

健康被害（感染症等）について本BCPが発動されたときの議会及び議員の行動については、様々な要因によって左右されるため、発生早期と感染期の2段階に分けて、基本的な対応の流れを整理することとし、次のとおりとする。

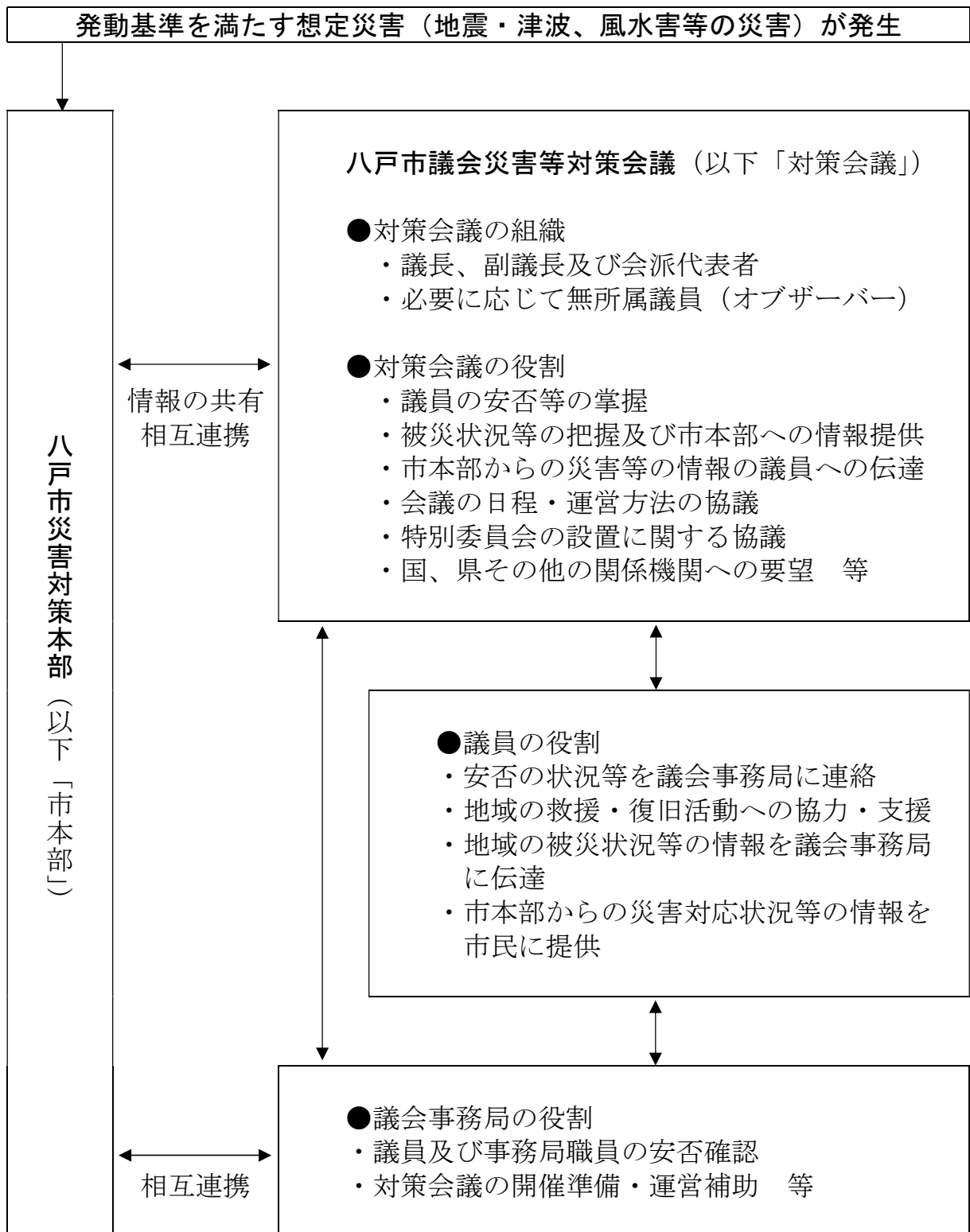
### （1）発生早期

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策会議の設置及び開催の検討</li> <li>● 市本部との連携・協力</li> <li>● 議員から提供された市民生活への影響等の情報を市本部に提供</li> <li>● 会議の運営方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自身及び家族の健康状態の確認</li> <li>● 感染が疑われる場合は、所定の機関に相談</li> <li>● 自身又は家族が罹患した場合は、（疑いを含む）は、議会事務局に連絡</li> <li>● 対策会議の決定に基づき行動</li> <li>● 自身の感染等の予防を優先しつつ、市民の意向を収集</li> <li>● 地域の被害拡大等の情報を議会事務局に伝達</li> <li>● 市本部からの対応状況等の情報を市民に提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議員（家族を含む）及び事務局職員の健康状態の確認</li> <li>● 消毒液の確保など感染防止策の実施</li> <li>● 対策会議の開催準備・運営補助</li> <li>● 市本部との連絡体制の確保</li> <li>● 関係情報の収集・整理、議員への発信</li> </ul>

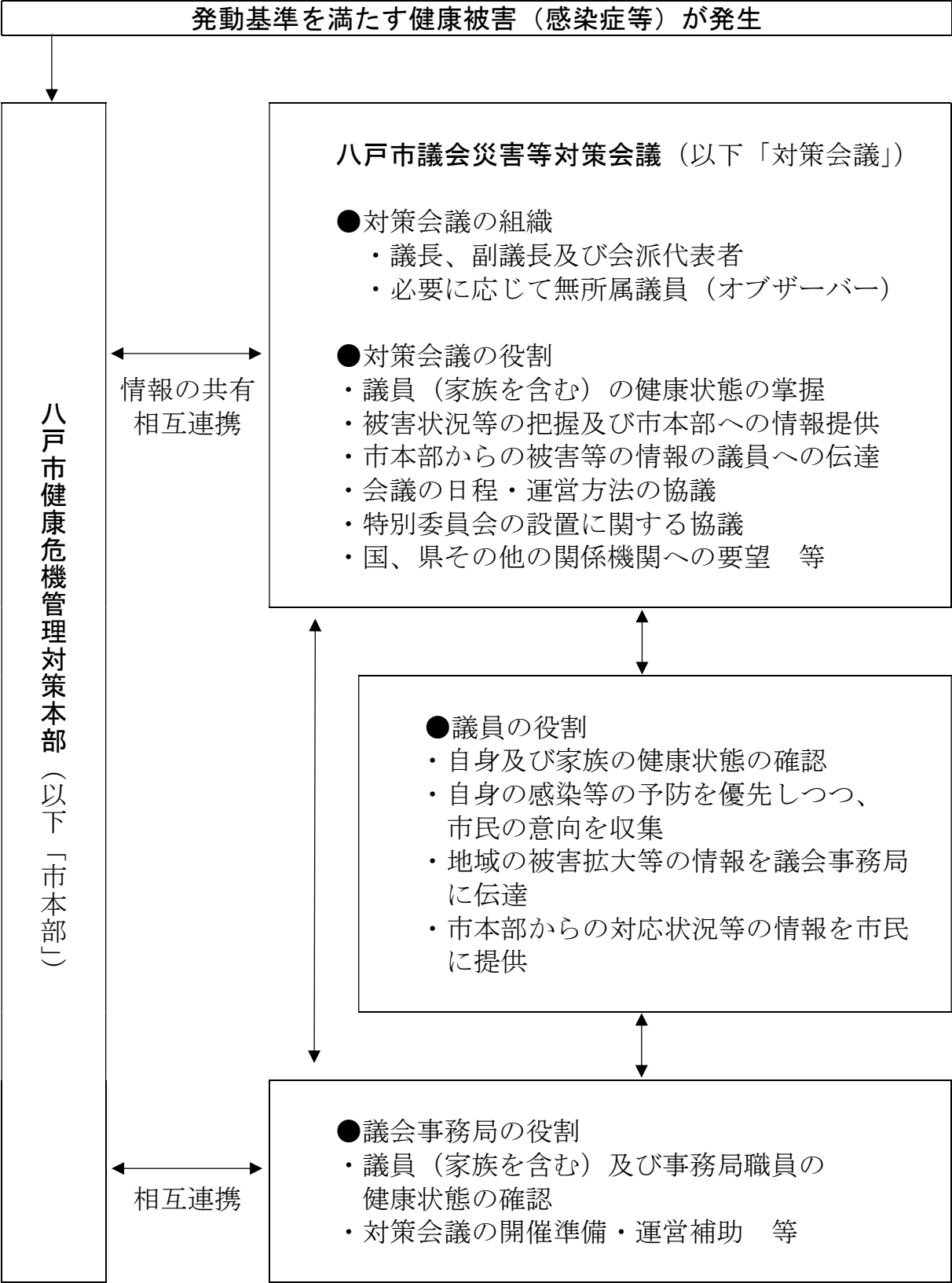
### （2）感染期

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策会議の開催</li> <li>● 市本部との連携・協力</li> <li>● 議員から提供された市民生活への影響等の情報を市本部に提供</li> <li>● 会議の運営方法の検討（オンライン会議の活用など）</li> <li>● 国、県その他の関係機関への要望活動等の検討・実施</li> <li>● 必要な議案の審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自身及び家族の健康状態の確認</li> <li>● 感染が疑われる場合は、所定の機関に相談</li> <li>● 自身又は家族が罹患した場合は、（疑いを含む）は、議会事務局に連絡</li> <li>● 自身の感染等の予防を優先しつつ、市民の意向を収集</li> <li>● 地域の被害拡大等の情報を議会事務局に伝達</li> <li>● 市本部からの対応状況等の情報を市民に提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議員（家族を含む）及び事務局職員の健康状態の確認</li> <li>● 消毒液の確保など感染防止策の実施</li> <li>● 対策会議の開催準備・運営補助</li> <li>● 市本部との連携</li> <li>● 関係情報の収集・整理、議員への発信</li> </ul>

9 本BCPに基づく対応（フロー図）



その他（武力攻撃・緊急処理事態等）の場合は、想定災害に準じるものとする。



## 10 計画の見直し

(1) 本BCPは、八戸市地域防災計画等との整合を図るとともに、内容について、より実効性のあるものとするため、状況の変化等を考慮し、適宜見直しを行うこととする。

(2) 本BCPの見直しは、各派交渉会で行うものとする。



## 八戸市議会災害等対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市議会災害等対策会議（以下「対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる場合に対策会議を設置する。

- (1) 災害等が発生し、八戸市災害対策本部、八戸市健康危機管理対策本部又は八戸市国民保護対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき。
- (2) 原子力災害その他の相当規模の災害が発生し、市本部が設置された場合において、議長が必要と認めるとき。

2 議長は、対策会議を設置したときは、その旨を議員に通知する。

(組織)

第3条 対策会議は、別表の区分に掲げる者で構成する。

2 議長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 会派代表者に事故等があるときは、当該会派から選任された者が、その職務を代理する。

5 議長は、必要と認めるときは、オブザーバーとして無所属議員の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 対策会議は、議長が招集及び主宰する。

2 対策会議は、非公開とする。

(対策会議の役割)

第5条 対策会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握
- (2) 被災状況等の把握及び市本部への情報提供
- (3) 市本部から入手した災害等の情報の議員への伝達
- (4) 本会議又は議員全員協議会の日程・運営方法の協議
- (5) 災害等に係る特別委員会の設置に関する協議
- (6) 国、県その他の関係機関に対する要望等
- (7) その他議長が必要と認める事項

(会議内容の議員への周知)

第6条 議長は、対策会議の会議内容を議員に周知する。

(廃止)

第7条 議長は、次に掲げる場合に対策会議を廃止する。

- (1) 市本部が廃止されたとき。
- (2) 前号のほか特に議長が認めたとき。

2 議長は、対策会議を廃止したときは、その旨を議員に通知する。

(議会事務局の役割)

第8条 対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月23日から施行する。

この要綱は、令和5年5月9日から適用する。

別表（第3条関係）

区分	議長		
	副議長		
	会派代表者	自民クラブ	3人
		きずなクラブ	3人
		自由民主・無所属クラブ	2人
		公明党	1人
新緑・無所属の会		1人	

## 安否確認等のメール文例

## 【想定災害（地震・津波、風水害等の災害）】

表題	文例	
安否確認について	<p>【送信】 議会事務局→全議員 ○月○日○時○分、(地震・津波・風水害等)のため、市の災害対策本部が設置されたことにより、議会BCPに基づき、対策会議が設置されました。ついては、次の内容について確認を行いますので、速やかに返信してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否の状況</li> <li>2 現在の居場所</li> <li>3 連絡先</li> <li>4 登庁の可否</li> </ol>	
	<p>【返信】 議員→議会事務局 1 本人・家族とも無事 2 ○○中学校に避難 3 携帯電話 4 可</p>	<p>【返信】 議員→議会事務局 1 本人・家族とも無事 2 ○○県○○市 3 携帯電話 4 不可(明日帰市予定)</p>
第○回対策会議の開催について	<p>【送信】 議会事務局→対象議員 ○月○日○時○分より、第○回対策会議を開催しますので、市庁本館3階○○会議室に参集してください。参集にあたっては、自身及び家族の安全確保を最優先し、参集できない場合は、議会事務局に連絡してください。</p>	
第○回対策会議の会議内容について	<p>【送信】 議会事務局→全議員 ○月○日○時○分より、第○回対策会議が開催されました。会議内容は添付ファイルのとおりですので、確認をお願いします。</p>	
市本部からの情報提供について	<p>【送信】 議会事務局→全議員 ○○について、市本部から情報提供がありました。内容は添付ファイルのとおりですので、確認をお願いします。</p>	
情報提供	<p>【送信】 議員→議会事務局 道路の陥没状況を送ります。 (タブレットの操作方法は資料4のとおり)</p>	
対策会議の廃止について	<p>【送信】 議会事務局→全議員 ○月○日○時○分、市の災害対策本部が廃止されたことにより、対策会議が廃止されましたので、お知らせします。</p>	

その他（武力攻撃・緊急対処事態等）の場合は、想定災害に準じるものとする。

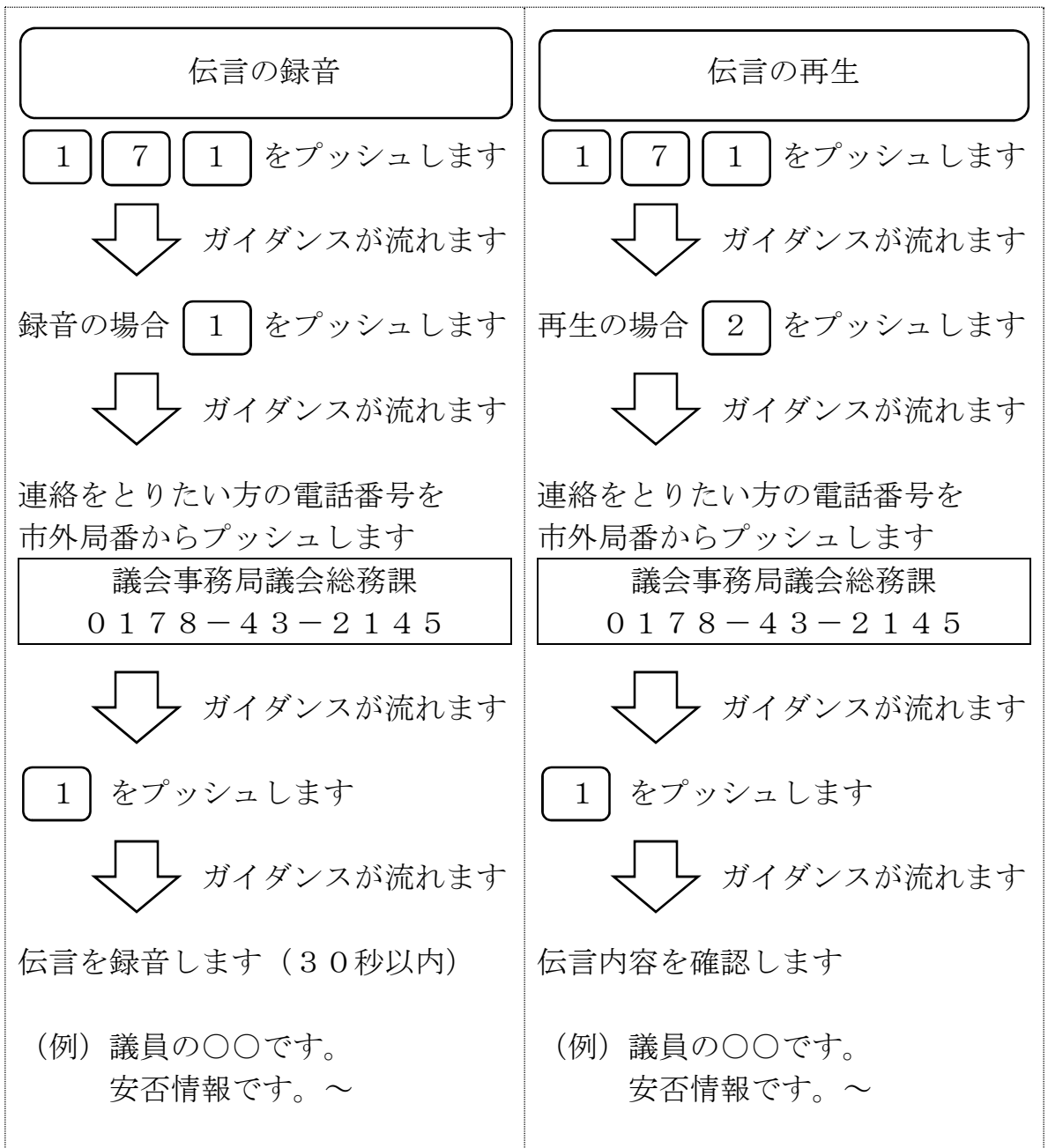
## 【健康被害（感染症等）】

表題	文例
対策会議の設置について	<p>【送信】 議会事務局→全議員  ○月○日○時○分、(感染症・○○) のため、市の健康危機管理対策本部が設置されたことにより、議会BCPに基づき、対策会議が設置されました。議員各位におかれましては、自身及び家族の健康状態を継続的に把握し、感染が疑われる場合は議会事務局に連絡してください。</p> <p>【返信】 議員→議会事務局  私が○日から 37.5 度以上の発熱が続いているため、本日かかりつけ医に相談し、○日に受診予定</p>
第○回対策会議の開催について	<p>【送信】 議会事務局→対象議員  ○月○日○時○分より、第○回対策会議を開催しますので、市庁本館 3 階○○会議室に参集してください。参集にあたっては、自身及び家族の健康状態を確認し、マスク等の感染防止対策を行ってください。</p>
第○回対策会議の会議内容について	<p>【送信】 議会事務局→全議員  ○月○日○時○分より、第○回対策会議が開催されました。会議内容は添付ファイルのとおりですので、確認をお願いします。議員各位におかれましては、引き続き感染防止に努めてください。</p>
市本部からの情報提供について	<p>【送信】 議会事務局→全議員  ○○について、市本部から情報提供がありました。内容は添付ファイルのとおりですので、確認をお願いします。</p>
対策会議の廃止について	<p>【送信】 議会事務局→全議員  ○月○日○時○分、市の健康危機管理対策本部が廃止されたことにより、対策会議が廃止されましたので、お知らせします。</p>

## 災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルとは、大規模災害時にNTTグループが提供するサービスで、安否等の情報を音声で録音・確認できる「声の伝言板」です。

171をダイヤル後、ガイダンスに従ってご利用ください。



- ・録音された伝言は、48時間保存されます。
- ・体験利用提供日は、毎月1日と15日（00：00～24：00）、正月三が日（1月1日00：00～1月3日24：00）など

## 災害時特設公衆電話

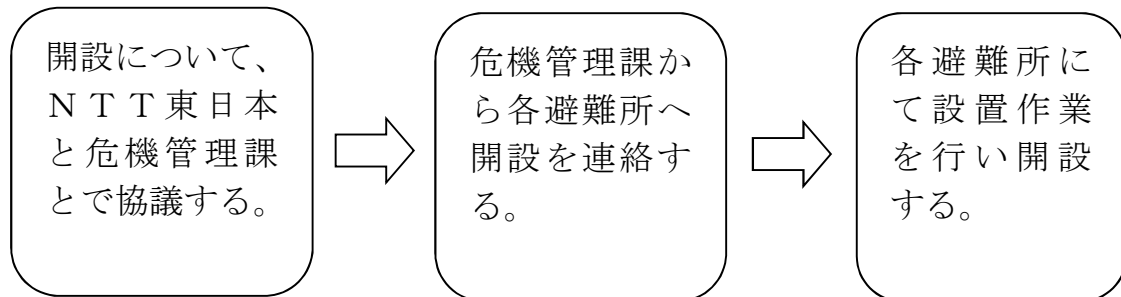
災害時特設公衆電話は、災害時にのみ使用できる「発信専用の公衆電話」です。

被災者の通信の確保を目的として避難所に開設し、避難者が安否確認等のために無料で使用できます。

この電話は、停電時でも使用可能であり、災害時にも発信の制限を受けないため繋がりやすいといった特徴があります。

当市では、平成24年8月にNTT東日本と市とで覚書を交わして運用を開始しています。

### <災害時特設公衆電話の開設の流れ>



### <専用電話機>



### <災害時特設公衆電話ののぼり>



## 被害状況等の情報提供例

## 【タブレット端末による場合】



ホーム画面のアイコンのカメラで  
写真を撮る。



シャッターボタンの下に表示された  
写真をタップする。



画面上の<sup>↑</sup>マーク（赤丸）をタップ  
する。



画面下のメール（青丸）をタップ  
する。



宛先をタップして、  
「議会事務局」を選択する。



件名をタップして、  
「情報提供」などと入力する。



件名の下をタップすると、  
メッセージが入力できるので、  
「発生場所」、「被害状況」、  
「必要と思われる対策・措置」、  
「市民の要望」などを入力する。



画面上のマーク（黄色）を  
タップすると送信される。

スマートフォン等による場合は、その操作方法による。ただし、タブレット  
端末による場合と同じ宛先とする。